

城陽産業おうえん補助金募集要項

新型コロナウイルス感染症拡大による経済や消費への影響が拡大する中において、自ら事業継続計画（以下、「BCP」という。）を策定し、事業継続に関する取り組みを行う農業者・商工業者を支援します。

また、その取り組みについて城陽市産業支援サイト「J o I n T」を通じて周知し、事業継続に取り組む意向を持った事業者への情報提供を行います。

【申請受付期間】

令和2年6月1日（月）から令和2年9月30日（水）まで

【申請書の提出先】

城陽市まちづくり活性部商工観光課へ提出

【申請要件】

以下の条件を満たす市内農業者、又は商工業者

・ B C P またはそれに準ずる計画が記載された書類を提出すること

※ B C P に準ずる計画とは、①災害時の基本方針、②災害時に優先的に製造や販売する商品・サービス（重要商品）、③想定する被害状況、④災害への（事前）対策、⑤緊急時の体制といった内容が記載された計画を指します。

・ 本補助金事業内容の取材及び城陽市産業支援サイト「J o I n T」への掲載に応じること

【問い合わせ先】

城陽市まちづくり活性部商工観光課 <連絡先> 0774-56-4018
農政課 <連絡先> 0774-56-4005

城陽市産業支援サイト「J o I n T」はこちら



【補助対象者】

①農業者

- 市内農業者でBCPまたはそれに準ずる計画を策定しているもの
- 本補助金事業内容の取材及び城陽市産業支援サイト「JOINT」への掲載に応じるもの

②商工業者

- 市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業でBCPまたはそれに準ずる計画を策定しているもの
- 本補助金事業に関する取材及び城陽市産業支援サイト「JOINT」への掲載に応じるもの

〔中小企業基本法に定める中小企業の範囲〕

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※個人事業主も含まれます。

【補助対象取組（事業）】

- 農業者または商工業者が自ら策定したBCPまたはそれに準ずる計画に記載している事業継続に関する取組

<取組例>

- ・ テイクアウト・デリバリーの仕組みづくり
（配達用バイクの購入、チラシの作成など）
- ・ テレワークの環境整備
（ソフトウェアの購入、回線の新設など）
- ・ インターネット販売の環境整備
（ウェブサイトの強化、インターネット回線の整備など）
- ・ 新たな販路の開拓や代替販路への出荷
（発注キャンセルが発生した製品等の直売実施や別の販売先に出荷など）

【補助内容】

- 助成対象経費の10/10以内（補助額100千円以内）

※同一内容の事業について、他の補助金と重複して本補助金を利用する場合、事業費総額から他の補助金額を差し引いた後の金額と、100千円のいずれか小さい方の額を補助上限とします。

【受付期間・事業実施期間】

項目	開始	終了
受付期間	令和 2年 6月1日	令和 2年 9月30日
事業実施期間	令和 2年 4月1日	令和 3年 3月31日

【申請手続】

(1) 提出期限

令和2年9月30日（水） 17:00必着

(2) 提出窓口

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
城陽市役所まちづくり活性部商工観光課（担当：北澤）
TEL 0774-56-4018
FAX 0774-56-3999
E-mail shoko@city.joyo.lg.jp

(3) 提出書類

下記の書類（各1部）を提出してください。

- ①交付申請書
- ②実施する事業が記載されたBCPまたはそれに準ずる計画の写し
- ③収支予算書

【交付決定】

募集期間終了後、審査を行い、交付または不交付を決定の上、文書により各申請者に通知いたします。

【事業の変更、中止】

事業内容を変更する場合（軽微なものは除く）や、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず事前に市へご相談ください。

(1) 提出書類

下記の書類（各1部）を提出してください。

※事業を中止する場合は②③は不要

- ①変更（中止）承認申請書
- ②実施する事業が記載されたBCPまたはそれに準ずる計画の写し
（更新等を行った場合）
- ③収支予算書

【実績報告書の提出】

(1) 提出期限：事業終了後15日以内

(2) 提出書類

下記の書類（各1部）を提出してください。

①実績報告書

②収支決算書

③取組を行ったことが確認できる書類（領収書又はレシート（写し））

【その他】

以下のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

①補助対象者としての要件を満たさなくなったとき

②補助金を目的以外に使用したとき

③その他市長が必要と認めたとき